

## 伊勢原市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小建設業者への受注機会の提供と建設工事の確実かつ円滑な施工の確保を目的として、本市が発注する建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象建設工事)

第2条 共同企業体へ発注する建設工事は、その規模及び内容等を総合的に勘案の上、伊勢原市入札参加資格選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審議する。

(構成員の要件)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

2 前項の構成員の選考又は資格要件については、選考委員会において審議する。

3 同じ建設工事について、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(出資比率)

第4条 共同企業体の構成員の出資比率は、1構成員につき、2者共同企業体にあつては総出資額の10分の3、3者共同企業体にあつては総出資額の10分の2を下限とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大であることとする。

(一般競争入札における結成の方法)

第5条 一般競争入札における共同企業体の結成の方法は、入札参加資格要件を満たす者を構成員として、指定する日時までに、指定の構成方式により任意に共同企業体を結成するものとする。

(指名競争入札における結成の方法)

第6条 指名競争入札における共同企業体の結成の方法は、指名された者を構成員として、指定する日時までに、指定の構成方式により任意に共同企業体を結成するものとする。

(資格申請等)

第7条 共同企業体を結成し入札に参加しようとする者は、指定する日時までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書(第1号様式)

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(第2号様式)

(3) 委任状(第3号様式)

(4) 前各号に掲げるもののほか、発注建設工事ごとに必要と認められる書類

(認定審査)

第8条 市長は、前条の規定により共同企業体の届出があったときは、提出された書類を精査し、入札参加資格の有無について審査を行い、その結果を共同企業体の代表者に通知する。

(運営委員会)

第9条 共同企業体の構成員は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴いその共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(存続期間)

第11条 建設工事請負契約を締結した共同企業体は、当該建設工事履行後も3月間は存続するものとする。

2 建設工事請負契約の相手方とならなかった共同企業体の存続期間は、当該建設工事に係る請負契約が締結された日までとする。

(解散後のかし担保責任)

第12条 共同企業体が解散した後においても、当該建設工事に係るかし担保責任が生じたときは、各構成員が共同連帯してその責任を負うものとする。

附 則

この告示は、平成21年7月7日から施行する。

## 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体  
所在地  
代表者 商号又は名称  
代表者名 ,

構成員 所在地  
(代表者) 商号又は名称  
代表者名 ,

構成員 所在地  
(その他) 商号又は名称  
代表者名 ,

このたび、「 \_\_\_\_\_ 」を連帯責任によって共同施工するため、特定建設工事共同企業体を結成しましたので、関係書類を添えて申請します。

なお、工事の施工に当たっては一致協力し、貴市に迷惑をかけることのないことを誓約します。

添付書類	特定建設工事共同企業体協定書	1部(3部作成し、1部提出)
	委任状	1部

## 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体  
所在地  
代表者 商号又は名称  
代表者名 ,

構成員 所在地  
(代表者) 商号又は名称  
代表者名 ,

構成員 所在地  
(その他) 商号又は名称  
代表者名 ,

構成員 所在地  
(その他) 商号又は名称  
代表者名 ,

このたび、「 \_\_\_\_\_ 」を連帯責任によって共同施工するため、特定建設工事共同企業体を結成しましたので、関係書類を添えて申請します。

なお、工事の施工に当たっては一致協力し、貴市に迷惑をかけることのないことを誓約します。

添付書類	特定建設工事共同企業体協定書	1部(4部作成し、1部提出)
	委任状	1部

## 特定建設工事共同企業体協定書

### (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 伊勢原市発注に係る「」(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

### (名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成年月日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地  
商号又は名称

所在地  
商号又は名称

### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有す

るものとする。

( 構成員の出資の割合 )

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	出資割合	%
--------	------	---

商号又は名称	出資割合	%
--------	------	---

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

( 運営委員会 )

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

( 構成員の責任 )

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

( 取引金融機関 )

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

( 決算 )

第12条 当企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

( 利益金の配当の割合 )

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

( 欠損金の負担の割合 )

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(建設工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が解散する日まで脱退することができない。

- 2 構成員のうち建設工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、当企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事に係るかし担保責任が生じたときは、各構成員が共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外1社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、うち2通を各自が所持するとともに、うち1通を入札参加資格確認申請書に添えて伊勢原市長に提出するものとする。

平成 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名

所在地  
商号又は名称  
代表者名



## 特定建設工事共同企業体協定書

### (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 伊勢原市発注に係る「」(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

### (名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成年月日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地  
商号又は名称

所在地  
商号又は名称

所在地  
商号又は名称

### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	出資割合	%
商号又は名称	出資割合	%
商号又は名称	出資割合	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(建設工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が解散する日まで脱退することができない。

- 2 構成員のうち建設工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、当企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事に係るかし担保責任が生じたときは、各構成員が共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外2社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書4通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、うち3通を各自が所持するとともに、うち1通を入札参加資格確認申請書に添えて伊勢原市長に提出するものとする。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名



